



茨城 県 報

第 1 7 4 1 号

平成18年 1 月23日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

● 救急医療協力診療所の指定取消し（医療整備課）	1
● 救急医療協力診療所の指定（医療整備課）	1
● 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）	2
● 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（2 件）（中小企業課）	3
● 保安林の指定の解除（林業課）	7
● 道路の区域の変更（3 件）（道路維持課）	7
● 道路の供用の開始（2 件）（道路維持課）	8
● 土地区画整理組合の事業計画の決定（都市整備課）	9
公 告	
● 都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	9
● 開発行為の工事完了（5 件）（建築指導課）	10

告 示

茨城県告示第76号

次の救急医療協力診療所については、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により告示する。

平成18年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
阿部田医院	桜川市真壁町亀熊183 - 2

茨城県告示第77号

次の診療所については、その開設者より茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出があったので、同規則第3条第1項の規定により救急医療協力診療所に指定する。

平成18年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
阿部田医院	桜川市真壁町亀熊123-1

茨城県告示第78号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成18年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社かわねや

代表取締役 大 谷 昌 吉

(2) 住所

常陸太田市木崎二町874

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェスタマーケットプレイス

常陸太田市金井町字江向2918

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社タカラブネ	京都府久世郡久御山町大字佐山小字双葉37 - 1	新 開 純 也

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
有限会社アウトバーン	那珂市戸崎1541番地 6	黒 澤 克 博

(3) 変更の年月日

平成17年11月23日

(4) 変更する理由

株式会社タカラブネとの契約解除による業者変更

3 届出年月日

平成17年12月26日

茨城県告示第79号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成18年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東海駅東ショッピングタウン

那珂郡東海村大字舟石川字長堀762番地 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成17年10月 6 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

（変更前） 那珂郡東海村大字舟石川字長堀15街区 1（仮換地）

（変更後） 那珂郡東海村大字舟石川字長堀762番地 1 外

(3) 届出年月日

平成17年 9 月 9 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第80号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき届出のあった大規模小売店舗に対し、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び各店舗の所在地を管轄する地方総合事務所商工労政課（日立市、高萩市及び北茨城市に所在する店舗にあっては、県北地方総合事務所日立商工労働センター）において縦覧に供する。

平成18年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

第 1 ホームセンターアンゼン下妻店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターアンゼン下妻店

下妻市大字下妻字柳の下戊116番地 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成17年 6 月30日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 6 時30分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午前 0 時 (一部午後 9 時)

(変更後) 午前 6 時15分～午前 0 時 (一部午前 6 時～午後 9 時)

ウ 届出年月日

平成17年 6 月 8 日

2 意見の概要

意見なし

第 2 伊勢甚チェーン北茨城店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

伊勢甚チェーン北茨城店

北茨城市磯原町磯原437 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 2 項)

平成17年 7 月11日

イ 変更した事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 461台

(変更後) 447台

ウ 届出年月日

平成17年 6 月24日

2 意見の概要

意見なし

第 3 ヨークタウン坂東

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン坂東

坂東市辺田字原新1104 - 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成17年 7 月28日

イ 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 8 箇所

(変更後) 9 箇所

ウ 届出年月日

平成17年 7 月 8 日

2 意見の概要

意見なし

第 4 スーパーセンタートライアル結城店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル結城店

結城市結城字湿辺7556番地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

平成17年 8 月 1 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時

(変更後) 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～翌午前 0 時30分 (一部午後 9 時)

(変更後) 24時間 (一部午前 6 時～午後 9 時)

(3) 届出年月日

平成17年 7 月12日

2 意見の概要

意見なし

第 5 アビタ石下店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アビタ石下店

常総市本石下字松並4411番 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成17年 7 月21日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後 8 時

(変更後) 午後 9 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後 8 時30分

(変更後) 午前 8 時30分～午後 9 時30分

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 7 時～午後 8 時

(変更後) 午前 7 時～午後 9 時

ウ 届出年月日

平成17年 7 月 1 日

2 意見の概要

意見なし

第 6 ランドロームフードマーケット龍ヶ岡店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ランドロームフードマーケット龍ヶ岡店

龍ヶ崎市松ヶ丘 1 番地 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成17年 8 月11日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,568m²

(変更後) 3,086m²

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時

(変更後) 翌午前 0 時 (一部午後10時)

(ウ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分～午後10時15分 (一部午後 8 時30分)

(変更後) 午前 9 時45分～翌午前 0 時15分 (一部午後 8 時30分)

(エ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 収容台数 243台

(変更後) 収容台数 195台

(オ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 面積 204m²

(変更後) 面積 246m²

(カ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 容量 25m³

(変更後) 容量 33m³

ウ 届出年月日

平成17年 7 月27日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第81号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定に基づき、次の保安林の指定の解除をするので、同法第33条の規定により告示する。

平成18年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 解除をする保安林の所在場所

神栖市矢田部字十町歩12542番・12542番24（以上 2 筆の一部。次の図に示す部分に限る。）

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

公益上の理由（公共施設用地）

（次の図は省略し、その関係図面を茨城県庁及び神栖市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成18年 1 月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 293号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
日立市大字留町字北川2260番 1 地先から 日立市大字留町字後2177番 1 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 17.0	50	
	新	最小 16.0		
		最大 17.0	50	排 水 整 備
		最小 16.0		

茨城県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成18年 1 月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 江戸崎阿見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡美浦村大字土屋字池の台 1977番102地先から 稲敷郡美浦村大字土屋字山下 1980番50地先まで	旧	メートル 最大 9.7	メートル 806	
		最小 7.0		
	新	最大 17.6	806	現 道 拡 幅
		最小 11.5		

茨城県告示第84号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成18年 1 月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 つくば古河線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡八千代町落田589番 2 から 結城郡八千代町東落田945番まで	旧 (A)	メートル 最大 13.1	メートル 147	
		最小 6.8		
	新 (A)	最大 13.1	147	迂 回 路 設 置
		最小 6.8		
		最大 20.1	156	
		最小 11.7		

茨城県告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成18年 1 月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 大子美和線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字大沢字畑下163番地先から
久慈郡大子町大字大沢字畑下116番 1 地先まで

- 3 供用開始の期日 平成18年 1 月24日

茨城県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成18年 1 月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 鹿田玉造線
- 2 供用開始の区間 鉾田市鹿田字大溜井向1013番 7 地先から
鉾田市鹿田字屋敷浦1077番 2 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成18年 1 月23日

茨城県告示第87号

土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地区画整理事業の事業計画（第 1 回変更）を決定したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する第 9 項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 茨城県
- 2 事業施行期間 平成15年11月20日から平成30年 3 月31日まで
- 3 施行地区
稲敷郡阿見町大字吉原字薬師山の全部並びに大字吉原字篠崎，字内林，字正上内，字薬師入，字中山台，字新山，
字新道台，字新道，字北原及び字昭和の各一部
- 4 土地区画整理事業の名称 土浦・阿見都市計画事業阿見吉原東土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地 水戸市笠原町978番 6
- 6 変更の年月日 平成18年 1 月23日

公 告

●都市計画の図書の縦覧

岩間都市計画下水道の変更に伴い、岩間町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成18年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
下水道（岩間公共下水道）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成18年 1 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市中台字北次男分628番12，同番13

2 事業主の住所及び氏名

那珂市菅谷6157番地エクセルハイツ102号

永 山 雅 基，永 山 由紀子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

石岡市正上内12269番19

2 事業主の住所及び氏名

石岡市府中二丁目 5 番 6 号

青 木 ■

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市稲吉南 2 丁目3308番 4 の一部

2 事業主の住所及び氏名

かすみがうら市稲吉南 2 丁目10番35号

藤 井 明

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

かすみがうら市下稲吉字逆西1993番15

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目10番地17

株式会社 アイダ設計

代表取締役 會 田 貞 光

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

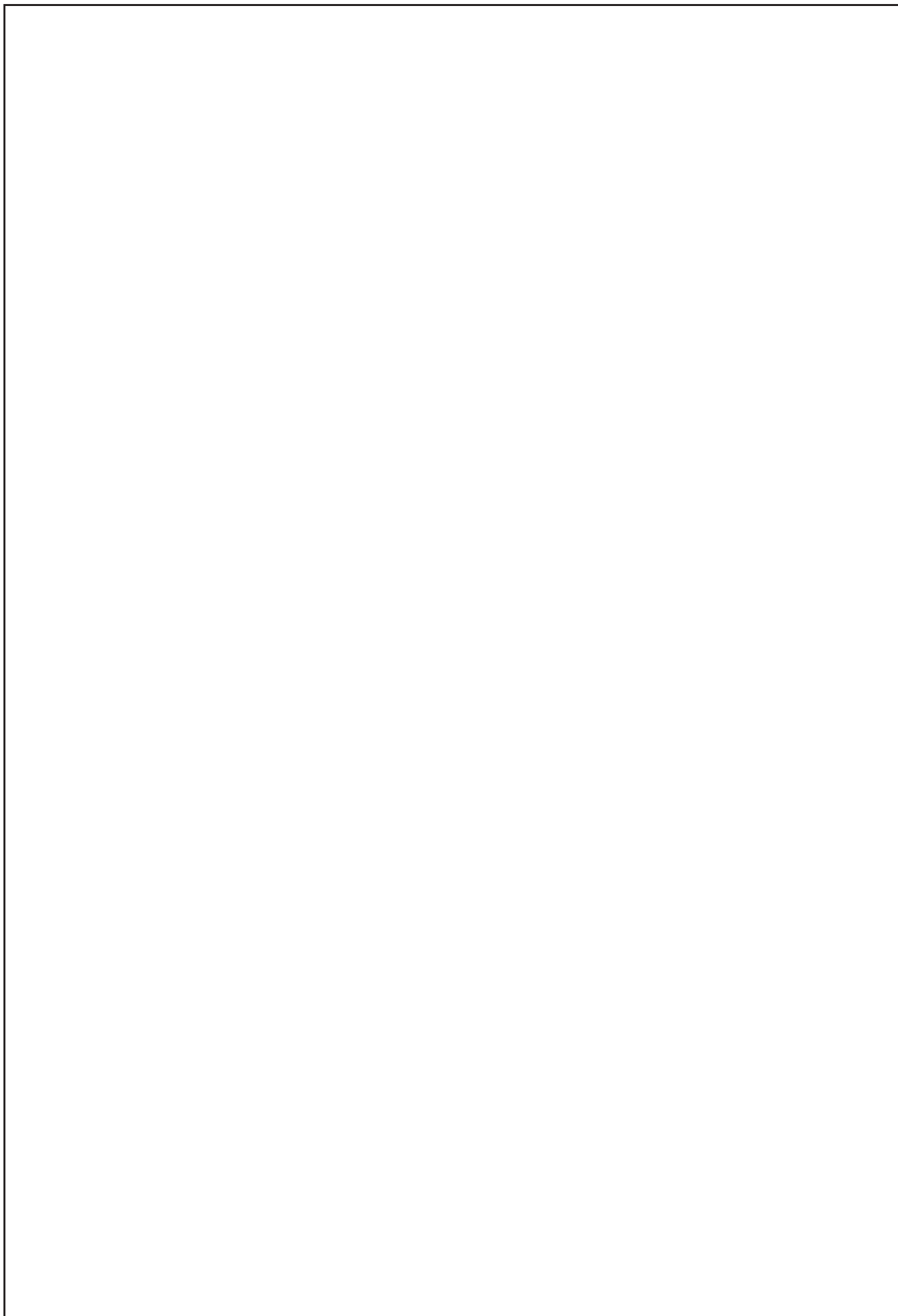
常総市十花町字仲新田459番 1， 460番 1， 同番 2， 461番 1， 同番 2， 462番 1

2 事業主の住所及び氏名

常総市水海道淵頭町2991番地

有限会社 野口商事

代表取締役 野 口 多喜雄



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)